

2014 年 9 月 22 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—貿易政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 350 号 ）

税関総署、 通関一体化改革を加速 長江流域と広東省でそれぞれ実施へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

税関総署は、2014 年 9 月 9 日付で『長江経済ベルト税関区域通関一体化改革の展開に関する公告』（税関総署公告 2014 年第 65 号、以下『65 号公告』という）を公布しました。2014 年 9 月 22 日、長江デルタ地域（上海、南京、杭州、寧波、合肥）の税関で通関一体化改革を開始しました。長江上流の南昌、武漢、長沙、重慶、成都、貴陽、昆明の税関も適宜、長江デルタ地域の通関一体化改革に組み込む方針です。

また、税関総署は同日付で『広東地域税関区域通関一体化改革の展開に関する公告』（税関総署公告 2014 年第 66 号、以下『66 号公告』という）を公布。長江デルタ地域と同じ 2014 年 9 月 22 日に、広東省内の各税関（広州、深圳、拱北、スフトウ、黄埔、江門、湛江）でも省内の通関一体化改革を開始しています。

通関一体化改革の進展により、通関に係るコストの削減と通関手続の大幅な利便化・効率化が期待されます。

□ 税関管轄区の垣根を排除

『65 号公告』によると、長江デルタ地域（上海、江蘇、浙江、安徽）の企業は 2014 年 9 月 22 日以降、地域内の各港湾で貨物を通関・輸出入する際に、企業登録地の税関、貨物輸出入地の税関、あるいは直属税関の集中通関申告ポイントを自主的に選択して通関手続を行えるようになっています（第 2 条）。また、税関検査についても、物流の都合に合わせて企業登録地、あるいは輸出入地の税関監督管理場所を選択できます（第 6 条）。これにより、企業は通関に当たって、港湾（輸出入地）での通関、保税輸送（出荷地・目的地⇔輸出入地）、「所在地申告、港湾検査通過（属地申报，口岸验放）」¹、「所在地申告、所在

¹ 「所在地申告、港湾検査通過」とは、企業所在地の任意の税関単位で通関申告し、貨物の輸出入地の税関で貨物の検査・通過手続を行う通関モデルを指します。

地通過（属地申报，属地放行）」²、区域一体化通関（通関地の自主選択）といった方式を自主的に選択できるようになっています（第2条）³。

通関業者に対する地域的な従業制限も撤廃されました。長江デルタ地域の任意の税関に登録している通関代理業者（その分支機構を含む）は、長江デルタ地域の全域で通関サービスを提供できるようになっています（第3条）。また、長江デルタ地域の税関は、商品事前分類⁴、価格事前審査⁵、原産地の事前確定等の行政許可を相互に承認するため、ある省市の税関で取得した行政許可の効力を他省市の税関が認めない問題が解消されています（第4条）。なお、輸出入貨物の税関監視ゲートでは、電子化による自動確認通過措置を実施しています（第8条）。

□ 広東はまず空運・海運貨物で実施

『66号公告』によると、広東省における通関一体化改革はまず、空運、海運貨物に適用し、2014年12月1日より陸路の通関に適用を拡大します（第1条）。長江デルタ地域での通関一体化改革と同様、広東省内の企業は通関手続や検査を行う省内の税関と通関モデルを自主的に選択できるようになっています（第2条、第6条）。

また、広東省内の任意の税関に登録している通関代理業者は省内全域で通関サービスを提供できるようになった（第3条）ほか、広東省内の税関は商品事前分類、価格事前審査、原産地の事前確定等の行政許可を相互に承認（第4条）。電子化による税関監視ゲートの自動確認通過措置も実施されています（第7条）。

□ 一足先に一体化が進む京津冀

通関一体化改革は、すでに首都圏（京津冀）でも実施されています。税関総署は、2014年6月23日付で『京津冀税関区域通関一体化改革の展開に関する公告』（税関総署公告 2014年第45号、以下『45号公告』という）を公布。2014年7月1日より、北京と天津の通関一体化を開始しており、9月22日から石家庄もここに組み込んでいます⁶。

＊

『65号公告』『66号公告』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

² 「所在地申告、所在地通過」とは、企業所在地の税関ですべての通関手続を済ませた後、輸出入地の税関にて直接、貨物を引取・引渡できる通関モデルを指します。

³ 「所在地申告、港灣検査通過」と「所在地申告、所在地通過」については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第287号をご参照ください。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.287.pdf

⁴ 商品事前分類とは、輸出入企業が貨物の輸出入前に貨物の商品分類確定を申請できる制度です。通関手続の効率化につながるほか、輸出入時に税関から商品分類の虚偽申告を指摘され、追徴課税や処罰を受けるリスクを回避することができます。

⁵ 価格事前審査とは、輸入地の税関が貨物の輸入申告前に貨物の課税価格を審査し、企業は輸入申告時に事前審査価格に基づいて通関を申告し、関税等を納付する制度です。通関手続の効率化につながるほか、輸入時に税関から輸入価格の虚偽申告を指摘され、追徴課税や処罰を受けるリスクを回避することができます。

⁶ 『石家庄税関による京津冀税関区域通関一体化改革の展開に関する公告』（税関総署公告 2014年第68号）

(日本語仮訳)

税関総署

公告 2014 年第 65 号

長江経済ベルト税関区域通関一体化改革の展開に関する公告

区域協同発展の重要国家戦略を具体化し、経済緊密連携地域の区域通関一体化改革の歩みを加速させ、輸出入企業のためにさらに公平、公正な輸出入環境を創造し、通関効率を着実に向上させ、貿易の利便化を効果的に促進するため、税関総署は上海、南京、杭州、寧波、合肥、南昌、武漢、長沙、重慶、成都、貴陽、昆明の税関で長江経済ベルト税関区域通関一体化改革を起動させ、区域通関センターを設立し、統一的な申告プラットフォーム、リスク防止プラットフォーム、書類審査専門プラットフォームおよび現場書類受取プラットフォームを構築し、長江経済ベルトの税関の通関全プロセスをカバーする一体化管理メカニズムおよびオペレーションモデルを形成し、長江経済ベルト通関作業一体化を実現することを決定した。ここに関連事項について以下のように公告する。

- 1、 2014 年 9 月 22 日より、まず上海、南京、杭州、寧波、合肥の税関（以下「長江デルタ地域税関」という）で区域通関一体化通関方式を開始する。総括評価の基礎の上に適宜、南昌、武漢、長沙、重慶、成都、貴陽、昆明の税関で当該通関方式を開始する。
- 2、 長江デルタ地域税関の区域通関一体化通関方式は、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省（以下「長江デルタ地域」という）の企業が長江デルタ地域各港湾の税関で輸出入する貨物に適用する。長江デルタ地域の企業は、自主的に選択して経営単位登録地、貨物の実際の出入国地の税関もしくははその直属税関の集中通関申告ポイントに申告、納税、検査・通過手続を行うことができる。

企業は、実際の必要に基づき、自主的に港湾通関、保税輸送、「所在地申告、港湾検査通過」、「所在地申告、所在地通過」、区域通関一体化等の任意の通関方式を選択することができる。
- 3、 長江デルタ地域の通関申告企業が税関区を跨いで通関申告サービスに従事する制限を取り消し、通関申告企業が長江デルタ地域の「1カ所で登録し、5地域で通関申告する」ことを許可する。通関申告企業が長江デルタ地域内の任意の税関で届出した分支機構はすべて、長江デルタ地域の各税関で通関申告サービスに従事することができる。
- 4、 長江デルタ地域税関間で商品事前分類、価格事前審査、原産地事前確定および許可証明書、分類、価格等の専門認定結果および一時的な出入国等の行政許可の決定を相互承認する。システムの完熟化を待った後、銀行の総保証および税徴収項目のとりまとめの基礎の上に、企業の納税保証書1部による長江デルタ地域の税関での相互承認・使用を実現する。

- 5、 長江デルタ地域税関区域通関一体化の通関申告書審査、納税書類のプリントアウト、税額の確認・照合、ペーパーレス化からペーパー化への転換、徴税とりまとめの試行等のオペレーションは、現行規定に基づき手続を行う。
- 6、 長江デルタ地域税関区域通関一体化の通関申告書は、企業が物流の実際の需要に基づき、自主的に選択して港湾もしくは所在地の税関監督管理場所で検査を実施する。中継、分割の必要から所在地の監督管理場所で検査を実施する必要がある場合、出入国貨物およびその運輸ツールは税関の中途監督管理の要求に合致していなければならない。
- 7、 輸出入貨物の荷送人・荷受人の申告行為を規範化するため、2014年9月22日より、「出入国運輸方式」および「国内運輸方式」が共に水運である輸出中継貨物に対し、通関申告書電子データ申告時に、「通関申告書類型」は「水運中継」と申告しなければならない。
- 8、 長江デルタ地域税関は、電子通過情報により貨物の出場（庫、区）手続を行い、ゲート自動確認通過を実現する。
- 9、 長江デルタ地域税関は、「中国税関オンラインサービス窓口」および税関の「12360」サービスホットラインを通じ、企業のために通関、積荷状態の照会、問い合わせ回答等の公共サービスを提供する。

特にここに広告する。

税関総書

2014年9月9日

(日本語仮訳)

税関総署

公告 2014 年第 66 号

広東地域税関区域通関一体化改革の展開に関する公告

区域協同発展の重要国家戦略を具体化し、経済緊密連携地域の区域通関一体化改革の歩みを加速させ、輸出入企業のためにさらに公平、公正な輸出入環境を創造し、通関効率を着実に向上させ、貿易の利便化を効果的に促進するため、税関総署は広州、深圳、拱北、スワトウ、黄埔、江門、湛江の税関（以下「広東地域税関」という）で区域通関一体化改革を起動させ、区域通関センターを設立し、統一的な申告プラットフォーム、リスク防止プラットフォーム、書類審査専門プラットフォームおよび現場書類受取プラットフォームを構築し、広東地域税関の通関全プロセスをカバーする一体化管理メカニズムおよびオペレーションモデルを形成し、広東地域の通関作業一体化を実現することを決定した。ここに関連事項について以下のように公告する。

1、 2014 年 9 月 22 日より、まず広東地域の空運、海運港湾で区域通関一体化通関方式を開始する。2014 年 12 月 1 日より、陸路の港湾でこの通関方式を開始する。

2、 広東地域税関の区域通関一体化通関方式は、広東地域の企業が広東地域各港湾の税関で輸出入する貨物に適用する。広東地域の企業は、自主的に選択して経営単位登録地、貨物の実際の出入国地の税関もしくはその直属税関の集中通関申告ポイントに申告、納税、検査・通過手続を行うことができる。

企業は、実際の必要に基づき、自主的に港湾通関、保税輸送、「所在地申告、港湾検査通過」、「所在地申告、所在地通過」、区域通関一体化等の任意の通関方式を選択することができる。

3、 広東地域の通関申告企業が税関区を跨いで通関申告サービスに従事する制限を取り消し、通関申告企業が広東地域の「1カ所で登録し、省内全域で通関申告する」ことを許可する。通関申告企業が広東地域内の任意の税関で届出した分支機構はすべて、広東地域の各税関で通関申告サービスに従事することができる。

4、 広東地域税関間で商品事前分類、価格事前審査、原産地事前確定および許可証明書、分類、価格等の専門認定結果および一時的な出入国等の行政許可の決定を相互承認する。システムの完熟化を待った後、銀行の総保証および税徴収項目のとりまとめの基礎の上に、企業の納税保証書1部による広東地域税関での相互承認・使用を実現する。

5、 広東地域税関区域通関一体化の通関申告書審査、納税書類のプリントアウト、税額の確認照合、

ペーパーレス化からペーパー化への転換、徴税とりまとめの試行等のオペレーションは、現行規定に基づき手続を行う。

- 6、 広東地域税関区域通関一体化の通関申告書は、企業が物流の実際の需要に基づき、自主的に選択して港湾もしくは所在地の税関監督管理場所で行う検査を実施する。中継、分割の必要から所在地の監督管理場所で行う検査を実施する場合、出入国貨物およびその運輸ツールは、税関の中途監督管理の要求に合致していなければならない。
- 7、 広東地域税関は、電子通過情報により貨物の出場（庫、区）手続を行い、ゲート自動確認通過を実現する。
- 8、 広東地域税関は、「中国税関オンラインサービス窓口」および税関の「12360」サービスホットラインを通じ、企業のために通関、積荷状態の照会、問い合わせ回答等の公共サービスを提供する。

特にここに広告する。

税関総書

2014 年 9 月 9 日

(中国語原文)

海关总署
公告 2014 年第 65 号
关于开展长江经济带海关区域通关一体化改革的公告

为落实区域协同发展重要国家战略，加快经济紧密联系地区区域通关一体化改革步伐，为进出口企业创造更加公平、公正的进出口环境，切实提高通关效率，有力促进贸易便利，海关总署决定在上海、南京、杭州、宁波、合肥、南昌、武汉、长沙、重庆、成都、贵阳、昆明海关启动长江经济带海关区域通关一体化改革，建立区域通关中心，构建统一的申报平台、风险防控平台、专业审单平台和现场接单平台，形成涵盖长江经济带海关通关全流程的一体化管理机制和运行模式，实现长江经济带通关作业一体化。现将有关事项公告如下：

- 一、 自 2014 年 9 月 22 日起，首先在上海、南京、杭州、宁波、合肥海关（以下简称长三角地区海关）启用区域通关一体化通关方式；在总结评估的基础上，适时在南昌、武汉、长沙、重庆、成都、贵阳、昆明海关启用该通关方式。
- 二、 长三角地区海关区域通关一体化通关方式适用于上海市、江苏省、浙江省、安徽省（以下简称长三角地区）企业在长三角地区各口岸海关进出口的货物。长三角地区企业可自主选择向经营单位注册地、货物实际进出境地海关或其直属海关集中报关点办理申报、纳税和查验放行手续。

企业可根据实际需要，自主选择口岸清关、转关、“属地申报、口岸验放”、“属地申报、属地放行”、区域通关一体化等任何一种通关方式。
- 三、 取消长三角地区报关企业跨关区从事报关服务的限制，允许报关企业在长三角地区“一地注册、五地报关”。报关企业在长三角地区内任一海关备案的分支机构，均可以在长三角地区各海关从事报关服务。
- 四、 长三角地区海关间互认商品预归类、价格预审核、原产地预确定和许可证件、归类、价格等专业认定结果以及暂时进出境等行政许可决定；待系统完善后，在银行总担保及汇总征税项目的基础上，实现企业的一份税款保函在长三角地区海关互认通用。
- 五、 长三角地区海关区域通关一体化报关单审核、税单打印、税费核注核销、无纸转有纸、汇总征税试点等操作按现行规定办理。
- 六、 长三角地区海关区域通关一体化报关单可由企业根据物流实际需求，自主选择在口岸或属地海关监管场所实施查验。对需转运分流到属地监管场所实施查验的，进出境货物及其运输工具应符合海关

途中监管的要求。

- 七、** 为规范进出口货物收发货人的申报行为，自 2014 年 9 月 22 日起，对“进出境运输方式”和“境内运输方式”均为水运的出口中转货物，报关单电子数据申报时，“报关单类型”应申报为“水运中转”。
- 八、** 长三角地区海关可凭电子放行信息办理货物出场（库、区）手续，实现卡口自动核放。
- 九、** 长三角地区海关通过“中国海关网上服务大厅”和海关“12360”服务热线，为企业提供通关、舱单状态查询、疑难咨询等公共服务。

特此公告。

海关总署

2014 年 9 月 9 日

(中国語原文)

海关总署
公告 2014 年第 66 号
关于开展广东地区海关区域通关一体化改革的公告

为落实区域协同发展重要国家战略，加快经济紧密联系地区区域通关一体化改革步伐，为进出口企业创造更加公平、公正的进出口环境，切实提高通关效率，有力促进贸易便利，海关总署决定在广州、深圳、拱北、汕头、黄埔、江门、湛江海关（以下简称广东地区海关）启动区域通关一体化改革，建立区域通关中心，构建统一的申报平台、风险防控平台、专业审单平台和现场接单平台，形成涵盖广东地区海关通关全流程的一体化管理机制和运行模式，实现广东地区通关作业一体化。现将有关事项公告如下：

- 一、 自 2014 年 9 月 22 日起，首先在广东地区空运、海运口岸启用区域通关一体化通关方式；自 2014 年 12 月 1 日起，在陆路口岸启用此通关方式。
- 二、 广东地区海关区域通关一体化通关方式适用于广东地区企业在广东地区各口岸海关进出口的货物。广东地区企业可自主选择向经营单位注册地、货物实际进出境地海关或其直属海关集中报关点办理申报、纳税和查验放行手续。

企业可根据实际需要，自主选择口岸清关、转关、“属地申报、口岸验放”、“属地申报、属地放行”、区域通关一体化等任何一种通关方式。
- 三、 取消广东地区报关企业跨关区从事报关服务的限制，允许报关企业在广东地区“一地注册、省内报关”。报关企业在广东地区内任一海关备案的分支机构，均可以在广东地区各海关从事报关服务。
- 四、 广东地区海关间互认商品预归类、价格预审核、原产地预确定和许可证件、归类、价格等专业认定结果以及暂时进出境等行政许可决定；待系统完善后，在银行总担保及汇总征税项目的基础上，实现企业的一份税款保函在广东地区海关互认通用。
- 五、 广东地区海关区域通关一体化报关单审核、税单打印、税费核注核销、无纸转有纸、汇总征税试点等操作按现行规定办理。
- 六、 广东地区海关区域通关一体化报关单可由企业根据物流实际需求，自主选择在口岸或属地海关监管场所实施查验。对需转运分流到属地监管场所实施查验的，进出境货物及其运输工具应符合海关途中监管的要求。
- 七、 广东地区海关可凭电子放行信息办理货物出场（库、区）手续，实现卡口自动核放。

八、 广东地区海关通过“中国海关网上服务大厅”和海关“12360”服务热线，为企业提供通关、舱单状态查询、疑难咨询等公共服务。

特此公告。

海关总署

2014年9月9日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。